

はしがき——新訂にあたって

平成 29（2017）年 4 月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計によれば，少子高齢化に伴って，令和 47（2065）年には 65 歳以上の高齢者人口比率が 38.4％にまで達すると予測されている。

この超高齢社会にあつては，年金，医療，介護等の基礎的費用を社会全体で支え合うという，社会保障制度の確立が従来にも増して重要な課題となる。

しかし，それと同時に，少子高齢化にともなう後世代の負担増についても十分な配慮が必要であり，国民のニーズや人口構造の変化等に対応し，かつ高齢社会に適合しうる効率的で持続可能な社会保障制度の構築が求められている。そのため，年金制度の改革のほか，医療保険制度や介護保険制度の改革，次世代育成支援の強化等が実施されている。

社会保障制度の安定した発展には，このような改革の動向について，私たち一人ひとりが関心を寄せることが大事なのである。それとともに，社会保障制度の仕組み，とくにその柱である年金制度についても一とおりの知識をもち，老後の生活設計の基礎として役立てたいものである。本書の第 2 部は，そのための最低限の基礎知識を体系的に記述したものである。

さらに，今日の年金制度の全体像を理解するには，人口動態，高齢者雇用，社会保障制度のなかでの位置づけ等，関連領域の動向を

踏まえなければならない。そのうえで、年金制度の基本的枠組みや歴史的沿革、とくに直近の改正の概要を理解することが重要である。本書の第1部と第3部は、そのための基礎知識を提供するものである。

また、第4部は、公的年金の周辺知識として厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金や年金と税金など幅広く理解をしていただくために記述したものである。

執筆にあたっては、とかく難解だといわれる年金制度について、思い切って枝葉を刈り込み、コンパクトな解説を心掛けた。年金制度や関連分野についての入門的な基礎知識としては、十分な範囲を網羅したものと考えている。

一般の方はいうまでもなく、金融機関や保険会社等において、年金と密接に関連した業務についておられる方々にも、「年金」との最初の出会いの書として活用していただければ幸甚である。

著者 小野 隆璽

2019 年度版刊行にあたって

2019 年度版の改訂にあたっては、一昨年度版の大幅な構成の変更や項目見直しを受けて、統計データや年金額を最新のものに改め、年金制度をより体系的に理解できるよう努めた。

また、銀行業務検定協会「年金アドバイザー試験」において、重要だと思われる制度や知識等については、太字で強調した。

年金制度等の最新の知識源として活用していただければ、幸甚である。

令和元年 9 月

著者 小野 隆璽

CONTENTS

第1部 高齢社会と年金

1	寿命の伸長と出生率の低下	2
	平均寿命の伸長 / 出生率の低下	
2	人口構造の変化	4
	高齢化率の上昇	
3	高齢者の雇用状況	6
	高い就労意欲と労働力率 / 60歳定年の定着と65歳までの雇用確保 / 65歳以上の雇用保険の適用範囲の拡大	
4	社会保障費と年金	8
	社会保障とは / 年金の比重の高まり / 部門別社会保障給付費の推移	
5	高齢者世帯の所得と年金	10
	同居率の低下 / 公的年金の受給状況	
6	老後の所得保障と必要生活費	12
	3本柱の老後の所得保障	
7	公的年金制度の体系	14
	公的年金と私的年金 / 社会保険方式と税方式 / 積立方式と賦課方式	
8	公的年金制度の加入と給付の現状	16
	加入状況 / 年金給付状況	
9	公的年金制度の沿革	18
	恩給・官業共済組合の発足 / 厚生年金保険の発足 / 恩給の廃止と共 済組合への統合 / 国民皆年金の実現 / 給付改善の時代 / 年金改革 と新年金制度	
10	公的年金制度のこれまでの改正	20
	昭和60年改正 / 平成元年改正 / 平成6年改正 / 平成12年改正 / その他の改正	
11	平成16年改正 	22
	平成16年改正の背景と全体像	
12	平成16年改正 II	24
	マクロ経済スライドによる給付調整の仕組み	

第2部 公的年金制度等の基礎知識

13	平成 31（令和元）年度の年金額と仕組み	28
	年金額改定のルール / 平成 31（令和元）年度の年金額	
14	平成 31（令和元）年度の国民年金保険料	30
	平成 31（令和元）年度の国民年金保険料	
15	公的年金制度の概要	32
	国民年金制度の目的・沿革 / 基礎年金番号 / 基礎年金の国庫負担 / 平成 31（令和元）年度の年金額	
16	公的年金制度の種類	34
	国民年金と被用者年金 / 公的年金制度の種類 / 年金給付の種類	
17	国民年金の被保険者	36
	国民年金の被保険者 / 年金制度の体系 / 基礎年金の保険料負担	
18	国民年金の保険料 I	38
	第 1 号被保険者の保険料 / 第 1 号被保険者の届出 / 保険料の免除	
19	国民年金の保険料 II	40
	学生納付特例制度 / 納付猶予制度	
20	国民年金の任意加入	42
	強制加入被保険者と任意加入被保険者 / 在外邦人・老齢年金受給権者の任意加入 / 60 歳以上 65 歳未満の任意加入 / 65 歳以上 70 歳未満の特例任意加入	
21	国民年金の第 3 号被保険者	44
	第 3 号被保険者とは / 保険料は / 女性間の公平性 / 第 3 号被保険者の届出	
22	厚生年金保険の概要	46
	厚生年金保険の適用事業所と被保険者 / 短時間労働者の厚生年金保険の適用 / 厚生年金保険の被保険者期間と資格取得日・資格喪失日	
23	厚生年金保険の保険料 I	48
	厚生年金保険の保険料 / 育児休業および産前産後休業期間中の保険料 / 標準報酬月額	

24	厚生年金保険の保険料 Ⅱ	50
	標準賞与額 / 被保険者の厚生年金保険の保険料	
25	老齢基礎年金の受給要件 Ⅰ	52
	老齢基礎年金の受給資格期間 / 保険料納付済期間 / 保険料免除期間	
26	老齢基礎年金の受給要件 Ⅱ	54
	合算対象期間	
27	老齢基礎年金の額	56
	老齢基礎年金の額 / 加入可能年数	
28	老齢基礎年金の振替加算	58
	老齢基礎年金の振替加算	
29	老齢基礎年金の繰上げ制度	60
	老齢基礎年金の繰上げ制度 / 繰上げ制度の注意点	
30	老齢基礎年金の繰下げ制度	62
	老齢基礎年金の繰下げ制度 / 繰下げ制度の注意点	
31	老齢厚生年金の概要	64
	老齢厚生年金	
32	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅰ	66
	60 歳台前半の老齢厚生年金 / 報酬比例部分、定額部分の年金額	
33	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅱ	68
	定額部分が支給される 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 加給年金額	
34	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅲ	70
	定額部分が支給されない 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 60 歳台前半の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げ制度 / 支給開始年齢の特例	
35	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅳ	72
	支給開始年齢引上げ中の 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 老齢基礎年金の繰上げ / 在職老齢年金について / 加給年金額について / 基本手当との調整 / 高年齢雇用継続給付との調整 / 支給開始年齢の特例	
36	60 歳台後半の老齢厚生年金	74
	60 歳台後半の老齢厚生年金 / 報酬比例部分の年金額 / 経過的加算の年金額 / 加給年金額	

37	65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度	76
	65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度 / 老齢厚生年金の繰下げできる要件 / 繰下げ制度の注意点	
38	60 歳台前半の在職老齢年金	78
	在職老齢年金 / 60 歳台前半の在職老齢年金 / 60 歳台前半の在職老齢年金の注意点	
39	60 歳台後半の在職老齢年金	80
	60 歳台後半の在職老齢年金 / 70 歳以上の給付調整 / 60 歳台後半の在職老齢年金の注意点	
40	60 歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険法の調整 I	82
	60 歳台前半の老齢厚生年金と基本手当の調整 / 事後精算	
41	60 歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険法の調整 II	84
	在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の調整	
42	本来の支給開始年齢の老齢厚生年金	86
	本来の支給開始年齢の対象の人 / 繰上げ支給の老齢厚生年金について	
43	障害給付 I	88
	障害給付の種類 / 受給要件	
44	障害給付 II	90
	主な請求方法 / 障害給付の請求における特徴 / 障害給付の額	
45	障害給付のこれまでの制度見直し	92
	障害基礎年金と老齢厚生年金の併給（平成 18 年 4 月実施） / 保険料納付要件の特例措置の延長（平成 25 年 6 月実施） / 障害年金加算改善法の施行（平成 23 年 4 月実施） / 障害者の救済措置（平成 17 年 4 月実施）	
46	遺族給付 I	94
	遺族給付 / 受給要件	
47	遺族給付 II	96
	寡婦年金 / 死亡一時金 / 遺族給付の額	
48	遺族給付 III	98
	中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算 / 65 歳からの遺族厚生年金 / 若	

	年期の妻の遺族厚生年金 / 遺族給付の特徴	
49	離婚時の年金分割 Ⅰ	100
	離婚時の年金分割 / 合意分割 / 3号分割 / 年金分割の請求期限	
50	離婚時の年金分割 Ⅱ	102
	離婚時みなし被保険者期間の取扱い / 在職老齢年金の標準賞与額の取扱い	
51	併給調整	104
	併給調整	
52	公務員等の年金	106
	共済年金の廃止と経過措置 / 従来の退職共済年金 / 一元化に伴う経過措置	
53	公務員等の退職等年金給付	108
	退職等年金給付の種類 / 退職等年金給付の制度	
54	年金の共通事項 Ⅰ	110
	年金請求とは / 年金請求書の提出先 / 主な添付書類 / 年金証書 / 年金の支払月 / マイナンバー活用による添付書類の省略	
55	年金の共通事項 Ⅱ	112
	年金相談 / 年金請求書(事前送付用)の送付 / ねんきん定期便 / 社会保障協定	
56	雇用保険	114
	基本手当 / 高年齢雇用継続給付	
57	医療保険	116
	退職後の医療保険 / 健康保険の任意継続被保険者 / 国民健康保険の被保険者 / 家族の健康保険の被扶養者	
58	介護保険	118
	介護保険の概要 / 第1号被保険者の保険料 / 利用者負担 / 保険給付の種類 / 地域包括支援センター	
	〈参考〉60歳台前半の在職老齢年金早見表	120

第3部 最近の主な制度改正の概要

59	次世代育成支援の拡充	122
	育児休業等期間中の保険料免除の拡充等(平成17年4月実施) / 産前産後休業期間中の保険料免除等(平成26年4月実施)	
60	第3号不整合記録問題対応	124
	第3号不整合記録問題対応 / 時効消滅不整合期間の「特定期間」化 / 特定期間に係る保険料の納付(特例追納) / 老齢基礎年金等を受給している者への特例措置	
61	特例水準の解消等	126
	基礎年金国庫負担2分の1関係 / 特例水準の解消関係	
62	年金機能強化法の制定	128
	年金機能強化法の制定 / 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例の取扱いの改善 / 遺族基礎年金の父子家庭への拡大 / 未支給年金の請求範囲の拡大	
63	財政検証とオプション試算	130
	財政検証とオプション試算 / 令和元年財政検証 / オプション試算	
64	被用者年金制度の一元化	132
	被用者年金制度の一元化	
65	被用者年金一元化にともなう変更事項Ⅰ	134
	一元化後の種別の名称変更 / 一元化にともなう各種給付の変更事項	
66	被用者年金一元化にともなう変更事項Ⅱ	136
	在職支給停止の扱い / ワンストップサービス / 年金の裁定業務等 / 端数処理の扱い	
67	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大	138
	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 / 短時間労働者の要件 / 標準報酬月額等の等級追加	
68	受給資格期間の短縮	140
	受給資格期間の短縮の改正 / 法律の背景・趣旨 / 老齢基礎年金等の支給要件の変更 / 受給資格期間を短縮する給付 / 経過措置	

69	年金生活者支援給付金法	142
	年金生活者支援給付金の概要	
70	年金分野にかかわるマイナンバー制度 Ⅰ	144
	マイナンバー制度の目的 / 年金分野にかかわるマイナンバー利用 / 年金分野における実施内容	
71	年金分野にかかわるマイナンバー制度 Ⅱ	146
	マイナンバーを活用した今後の予定 / マイナンバーの付番対象者の範囲 / 個人番号カード / 罰則規定	
72	年金改革法 Ⅰ	148
	年金改革法の成立 / 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進 / 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除	
73	年金改革法 Ⅱ	150
	年金額改定のルールの見直し / 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し	
	〈参考〉 ねんきんネットとは	152

第4部 企業年金制度等の基礎知識

74	企業年金 Ⅰ	154
	一時金から年金へ / 企業年金普及とこれからの動向	
75	企業年金 Ⅱ	156
	企業年金の種類	
76	厚生年金基金とその見直し Ⅰ	158
	厚生年金基金 / 厚生年金基金の保険料・給付 / 税制措置 / 厚生年金基金の見直し(平成26年4月1日)以降の措置	
77	厚生年金基金とその見直し Ⅱ	160
	厚生年金基金の見直し / 見直しのプロセス	
78	確定給付企業年金 Ⅰ	162
	確定給付企業年金の概要 / 規約型・基金型	
79	確定給付企業年金 Ⅱ	164
	給付の内容と支給要件 / 掛金・資産運用等 / 受給権保護 / 制度間の	

	移行等 / 税制措置	
80	確定拠出年金 I	166
	確定拠出年金の概要 / 確定拠出年金の特徴 / 確定拠出年金の種類 / 拠出限度額とポータビリティ	
81	確定拠出年金 II	168
	運用商品 / 給付形態 / 税制措置	
82	確定拠出年金等の改正法の制定	170
	確定拠出年金等の改正法の制定 / 企業年金の普及・拡大 / ライフコ ースの多様化への対応 / DCの運用の改善	
83	国民年金基金	172
	国民年金基金とは / 加入できる者 / 地域型基金と職能型基金 / 掛 金 / 年金給付 / 脱退 / 税制措置	
84	年金・退職金と税金 I	174
	保険料・掛金の税金 / 年金給付の税金 / 源泉徴収	
85	年金・退職金と税金 II	176
	確定申告の際と源泉徴収の際の相違 / 退職一時金	
86	平成 30 年度税制改正	178
	平成 30 年度税制改正 / 公的年金等控除の見直し / 給与所得控除の 見直し / 基礎控除の見直し / 基礎控除の引上げと給与所得控除の引 下げに伴う所要の改正	
87	私的年金	180
	私的年金 / 保険型の個人年金	
	巻末資料	183
	● 1 経過措置一覧表	
	● 2 公的年金制度一覧	
	● 3 年金制度の国際比較	

1

寿命の伸長と出生率の低下

● 平均寿命の伸長

戦前 40 歳台であったわが国の平均寿命は、戦後、飛躍的な伸長を示し、平成 30 年には、男 81.25 歳、女 87.32 歳に達した。これは、国際的にも著しく高い水準にある。とくに女性の寿命の伸長が大きく、戦前は 2 歳程度であった男女差が、今日では 6.06 歳になっている。

平均寿命とは 0 歳児の平均余命であるが、特定年齢での平均余命をみると、60 歳では男 23.8 年、女 29.0 年、65 歳では男 19.7 年、女 24.5 年となっている。

また、特定年齢までの生存率（全出生者のうち当該年齢まで生存できる者の割合）は、60 歳では男 93.1 %、女 96.1 %、65 歳では男 89.5 %、女 94.5 %となっており、ほぼ 9 割の者が年金受給年齢まで生存できる状況にある。

● 出生率の低下

ある年の女子の年齢別の出生率を合計したものを合計特殊出生率という。仮にその産み方に変化がないとすれば、1 人の女性が生涯に産む子どもの平均数としてみることができる。

わが国の合計特殊出生率は、戦前から戦後のベビーブーム期には 4～5 人であったが、その後急激に低下し、平成 30 年では 1.42 人である。これは、先進主要国のなかでは、低いグループに属する。

平均寿命および合計特殊出生率の国際比較

	平 均 寿 命		合 計 特 殊 出 生 率
	男	女	
日 本			
昭和5年(1930)	44.8	46.5	4.71
25年(1950)	58.0	61.5	3.65
45年(1970)	69.3	74.7	2.13
平成2年(1990)	75.9	81.9	1.54
12年(2000)	77.6	84.6	1.36
22年(2010)	79.6	86.3	1.39
30年(2018)	81.3	87.3	1.42
ア メ リ カ	76.3('15)	81.2('15)	1.77('17)
イ ギ リ ス	79.2('14-'16)	82.9('14-'16)	1.74('17)
ド イ ツ	78.3('14-'16)	83.2('14-'16)	1.57('17)
フ ラ ン ス	79.5('17)	85.3('17)	1.90('17)
イ タ リ ア	80.6('16)	85.0('16)	1.32('17)
ス ウ ェー デ ン	80.7('17)	84.1('17)	1.78('17)

(資料) 厚生労働省調べ

特定年齢の平均余命および生存率 (2018年)

		20 歳	40 歳	60 歳	65 歳	70 歳	80 歳
平 均 余 命	男	61.6	42.2	23.8	19.7	15.8	9.1
	女	67.6	48.0	29.0	24.5	20.1	11.9
生 存 率 (%)	男	99.5	98.4	93.1	89.5	83.9	63.8
	女	99.6	99.0	96.1	94.5	92.0	81.5

(資料) 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成30年簡易生命表」

2

人口構造の変化

● 高齢化率の上昇

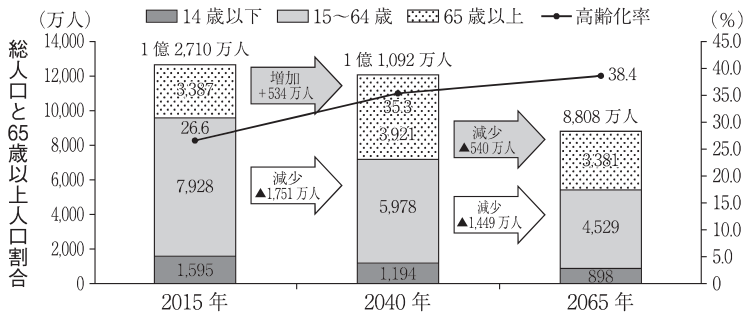
平均寿命の伸長や出生率の低下により、わが国の人口構造は急速に高齢化しつつある。高齢化率（65 歳以上人口比率，老年人口比率ともいう）は，昭和 30 年頃までは 5 %程度で推移してきたが，昭和 45 年には 7 %を超え，国連の定義でいう高齢化した国に仲間入りすることになった。平成 30 年 10 月 1 日現在では 28.1 %となっており，高齢化したヨーロッパ諸国の水準をも超えている。

わが国の高齢化の特徴は，第 1 に，そのスピードがきわめて速いことで，高齢化率 7 %から 14 %に達するまでの所要年数は，わが国はわずか 24 年であるのに対して，他の主要国は 40～115 年となっている。第 2 の特徴は，ピーク時の高齢化率がきわめて高いことで，平成 77 年には 38.4 %に達する。

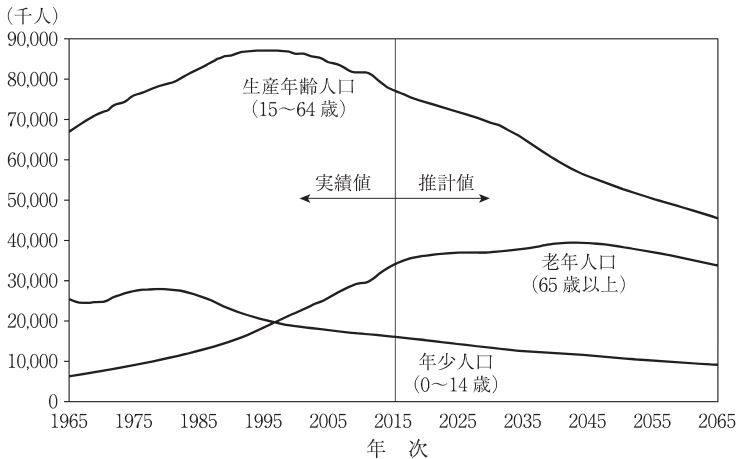
ちなみに，「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計）によれば，老年（65 歳以上）人口の将来推移は，2015 年現在の 3,387 万人から，2020 年には 3,619 万人へと増加する。その後しばらくは緩やかな増加期となるが，2030 年に 3,716 万人となった後，第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の 2042 年に 3,935 万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ，2065 年には 3,381 万人となる。

また，高齢化率の将来推計は，2015 年現在の 26.6 %で 4 人に 1 人を上回る状態から，2036 年に 33.3 %で 3 人に 1 人となり，2065 年には 38.4 %，すなわち 2.6 人に 1 人が老年人口となる。

少子高齢化の進展



日本の将来推計人口推計 (出生中位・死亡中位)



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)

3

高齢者の雇用状況

● 高い就労意欲と労働力率

わが国の勤労者の就労意欲はきわめて高く、過半数の者が60歳以降も就労を希望している。とくに、60歳以降の就労者では、大半が65歳までかそれ以上の就労継続を希望している。また、実際の労働力率をみても、他の先進主要国に比べて相当に高い。

● 60歳定年の定着と65歳までの雇用確保

本格的な高齢社会が到来し、活力のある社会を維持していくうえで、高齢者の雇用の場を確保することが国民的課題となっている。

こうしたなかで、平成6年の高年齢者雇用安定法の改正によって、平成10年4月より60歳以上定年制が義務化され、平成12年の改正では65歳までの雇用確保が努力義務とされた。その後、平成16年の改正では、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの高年齢者雇用確保措置の導入を義務化し、平成18年4月に施行した。

さらに、平成24年改正では、継続雇用の対象となる高齢者につき事業主が労使協定により定める基準に限定できる仕組みを廃止し、健康状態や勤務態度が解雇事由に該当する労働者を除き、希望者全員の65歳までの雇用確保を企業に義務付ける改正が行われた。

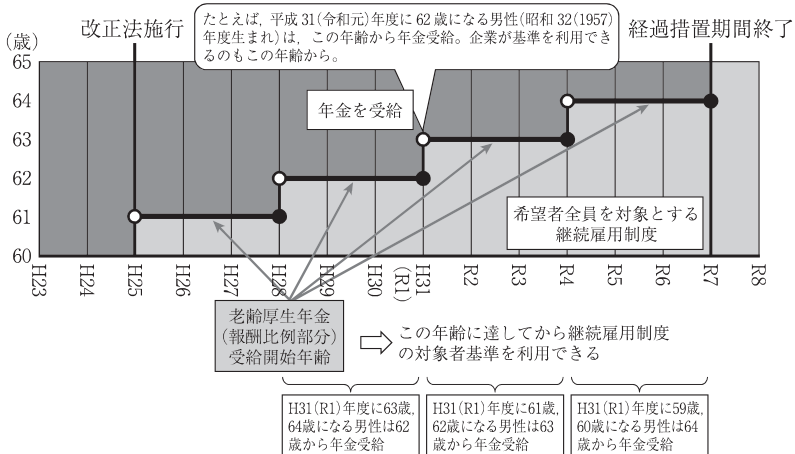
また、高齢社会対策大綱において、70歳以降の受給開始を選択可能とする繰下げ制度や在職老齢年金の制度のあり方などの検討を進めることとされており、今後これらの制度改正も見込まれる。

● 65歳以上の雇用保険の適用範囲の拡大

これまで、採用時点で65歳以上の者は、雇用保険に加入できなかったが、平成29年1月より、1週間の所定労働時間が週20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合、「高年齢被保険者」として雇用保険に加入することとなった。年齢の上限はなく、保険料については、平成31（令和元）年度までは免除され、高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保および就労環境の整備が図られた。

基準廃止の経過措置のイメージ

継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



(資料) 厚生労働省

4

社会保障費と年金

● 社会保障とは

憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としている。この憲法でいう生存権を保障するための役割を担っているのが社会保障で、社会保険（年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険、介護保険）、児童手当等の諸手当、老人・障害者・乳幼児などに対する各種の社会福祉サービス、生活保護などの諸制度によって、生活の安定化を図っている。

● 年金の比重の高まり

わが国の**社会保障給付費**は、高齢化の進展などにより、経済成長率を上回るテンポで拡大しており、**平成 28 年度の総額は約 116.9 兆円**、**対国民所得比（国民負担率）では 29.84 %**である。

部門別の構成をみると、かつては「医療」が中心であったが、年金制度の成熟化と高齢化の進展により「年金」の比重が高まり、平成 28 年度の**年金（恩給を含む）給付費は約 54.4 兆円で、社会保障給付費の 46.5 %**を占めている。

● 部門別社会保障給付費の推移

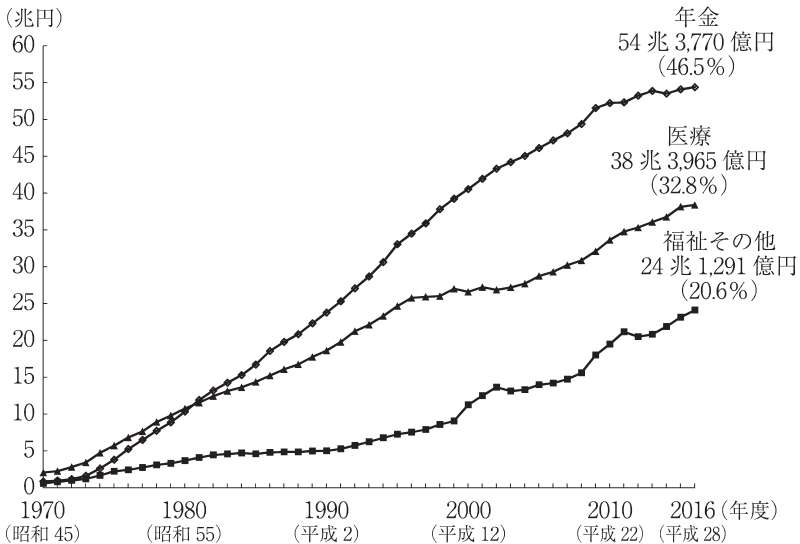
部門別の社会保障給付費の推移をみると、社会保障給付費総額は、毎年度増えてきている。また、部門別では、近年「医療」「福祉その他」の比重が少しずつ向上してきている。これは、年金受給者が増えてきている状況は変わらないが、より高齢化の進展により、介護・医療の費用が高まっていることによるものである。

社会保障給付費と推移

	昭和45年度	昭和60年度	平成7年度	平成17年度	平成28年度
給付費総額(兆円)	3.5(100.0%)	35.6(100.0%)	64.7(100.0%)	87.8(100.0%)	116.9(100.0%)
(内訳) 年 金	0.9(24.3%)	16.9(47.4%)	33.5(51.8%)	46.3(52.7%)	54.4(46.5%)
医 療	2.1(58.9%)	14.3(40.0%)	24.1(37.2%)	28.1(32.0%)	38.4(32.8%)
福祉その他	0.6(16.8%)	4.5(12.6%)	7.2(11.1%)	13.4(15.2%)	24.1(20.6%)
対国民所得比(%)	5.77%	13.69%	17.54%	23.46%	29.84%

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

部門別社会保障給付費の推移



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」

5

高齢者世帯の所得と年金

●同居率の低下

人口の高齢化に並行して、三世帯世帯が減少し、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加している。ちなみに、65歳以上の高齢者の子との同居率は、昭和30年代には8割程度であったが、その後しだいに低下し、平成30年には37.2%になっている。しかも、出生率の低下により、今後同居率の一層の低下が避けがたい。

●公的年金の受給状況

このような高齢者のみの世帯の増加にもかかわらず、今日の高齢者の多くは経済的には自立している。それは、高齢者＝年金生活者といえるほどに公的年金制度が普及・定着したからである。

厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、平成30年の平均所得は、全世帯552万円、高齢者世帯335万円であるが、世帯員1人当たり平均所得は、全世帯222万円、高齢者世帯203万円であるから、税・社会保険料負担が現役世代のほうが重いことを考慮すると、両世帯間に実質的な差は少ないといえよう。

65歳以上の者のいる世帯の公的年金（恩給を含む）の受給状況をみると、高齢者世帯の所得に占める公的年金の割合は、平成30年には61.1%で、公的年金を受給している高齢者世帯のうち、所得のすべてが公的年金である世帯が51.1%を占めている。

高齢者（65歳以上）の子との同居率 (単位：%)

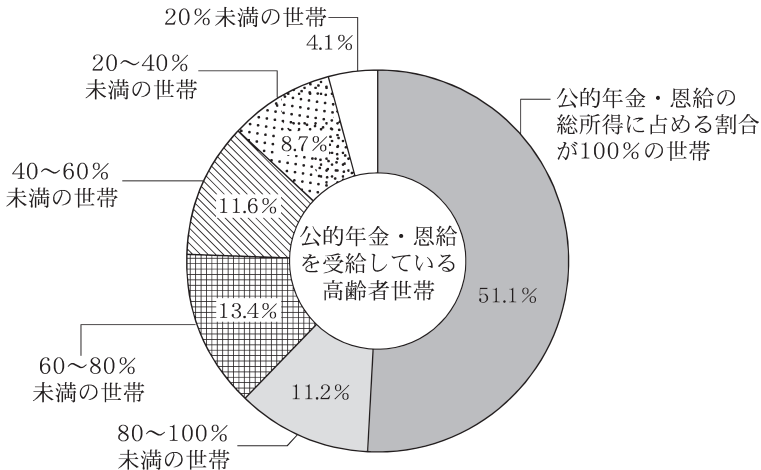
昭53年	57	61	平 2	7	12	17	22	27	30
73.4	68.0	64.3	59.7	54.3	49.1	45.0	42.2	39.0	37.2

高齢者世帯の所得構成の推移

	平均所得 (千円)	構成割合 (%)				
		稼働所得	財産所得	公的年金 ・ 恩給	他の社会 保障給付	その他の 所得
昭和50年	1,147	56.0	9.7	26.2	8.1	
60年	2,393	39.6	6.8	47.2	3.9	2.5
平成 7 年	3,169	24.8	8.0	62.7	0.9	3.7
17年	3,019	18.0	5.2	70.2	0.8	5.7
30年	3,349	25.4	8.0	61.1	0.8	4.8

- (注) 1. 高齢者世帯：65歳以上の者のみ(昭和60年までは男65歳以上、女60歳以上の者のみ)か、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
 2. 財産所得：家賃、地代、利子、配当金など。
 3. その他の所得：子からの仕送り、企業年金、個人年金、贈与など。

高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合（平成 30 年調査）



(資料) 厚生労働省統計情報部「国民生活基礎調査」

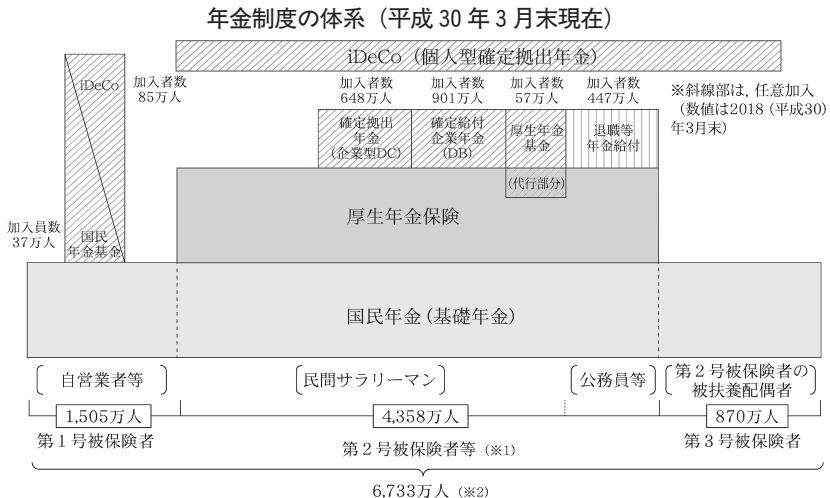
6

老後の所得保障と必要生活費

3 本柱の老後の所得保障

老後の所得保障は，公的年金により基礎的ニーズを充足し，個別ニーズには，企業年金・退職一時金，個人年金・貯蓄によって対応するという3本柱の保障が望ましいと考えられている。

わが国では，国民皆年金体制の下で高齢者のほとんどが公的年金を受給し，企業年金制度や個人年金も普及し，欧米と同様な3本柱の保障制度が整いつつある。

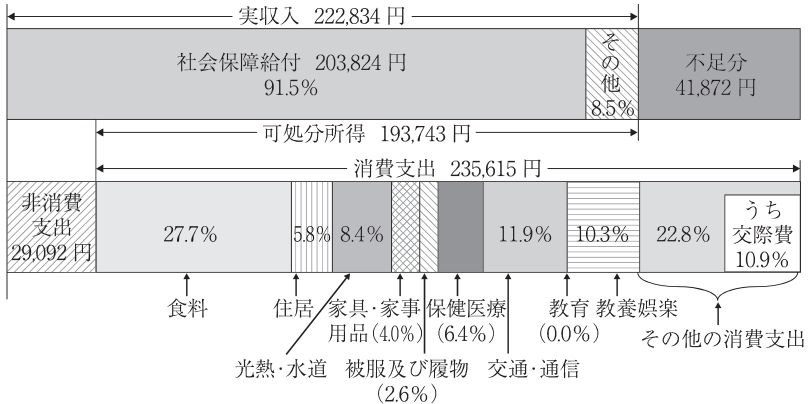


※1 第2号被保険者等とは，厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか，65歳以上で老齢，または，退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

※2 20～65歳未満人口は，6,965万人。人口推計（2018（平成30）年9月）調べ。

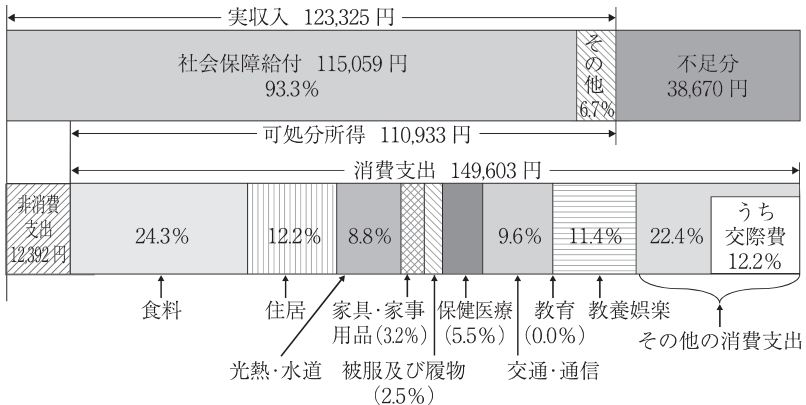
（資料）厚生労働省

高齢夫婦無職世帯の家計収支(2018年)



- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他支出」の「うち交際費」に含まれている。

高齢単身無職世帯の家計収支(2018年)



- (注) 1 高齢単身無職世帯とは、60歳以上の単身無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他支出」の「うち交際費」に含まれている。

(資料) 総務省統計局

29

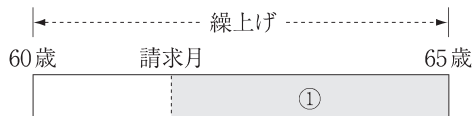
老齢基礎年金の繰上げ制度

● 老齢基礎年金の繰上げ制度

老齢基礎年金の受給開始年齢は、原則として 65 歳であるが、60 歳以降希望年齢から月単位で繰上げ受給（減額）を選択することができる。減額率は、月 0.5 % で減額される。たとえば 60 歳で繰上げ受給する場合、30 % ($0.5 \% \times 60$ 月) 減額される。

なお、昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの人は、年単位の繰上げ受給であった。

繰上げの支給率		
	昭和 16.4.1 以前生まれ	昭和 16.4.2 以後生まれ ($1 - 0.5 \% \times \text{①月数}$)
	年単位	月単位 0.5 %
60 歳	58 %	70 % ($1 - 0.5 \% \times 60$)
61 歳	65 %	76 % ($1 - 0.5 \% \times 48$)
62 歳	72 %	82 % ($1 - 0.5 \% \times 36$)
63 歳	80 %	88 % ($1 - 0.5 \% \times 24$)
64 歳	89 %	94 % ($1 - 0.5 \% \times 12$)



繰上げ受給の申出をした場合、老齢基礎年金は申出をした月の翌月分から支給される。

● 繰上げ制度の注意点

- ・ 一生一定率で減額された年金を受けることになる (取消変更不可)
- ・ 障害基礎年金は請求できなくなる
- ・ 寡婦年金の受給権がなくなる
- ・ 振替加算も同時に繰り上げて受給することはできない など

【Cさん(55頁参照)の老齢基礎年金】

<65歳から受給する場合>

納付済月数 396 月 (33 年)

$$780,100 \text{ 円} \times \frac{396}{480} = 643,582.5 \text{ 円} \rightarrow \underline{643,583 \text{ 円}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

<60歳から繰上げ受給する場合>

繰上げ支給率 70 %

$$643,583 \text{ 円} \times 0.7 = 450,508 \text{ 円} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

<振替加算は>

Cさんが65歳になると、夫の加給年金額はなくなり、Cさんの老齢基礎年金に振替加算が加算される。Cさんの生年月日で経過措置一覧表(183頁参照)をみる。

昭和34年4月2日生まれのCさんの振替加算は 26,940 円

<65歳から受給する場合の老齢基礎年金>

	振替加算	26,940 円
	老齢基礎年金	643,583 円

60 歳

65 歳

<60歳から繰上げ受給する場合の老齢基礎年金>

	振替加算	26,940 円
	老齢基礎年金 450,508 円	

60 歳

65 歳

【繰上げの目安となる累計額の分岐点】

通常受給(65歳から受給)と累計額が同額になるのは、繰上げ請求月に16年8か月を加えた年月となる。たとえば、60歳0か月で請求した場合は76歳8か月、62歳6か月で請求した場合は79歳2か月となり、それ以後は通常受給の累計額が多くなる。

● 平成 30 年度税制改正

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律 10 万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が同額の 10 万円引き上げられる。

なお、平成 30 年度税制改正は、個人の税負担に直結するものであり、十分な周知期間を設ける観点から、令和 2 年分以後の所得税、令和 3 年分以後の個人住民税について適用される。

● 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、基礎控除への振り替えによる公的年金等控除の控除額の一律 10 万円の引下げとともに、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合は、控除額に 195 万 5,000 円の上限が設けられる。

また、公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額が引下げられる。

● 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、基礎控除への振り替えによる給与所得控除の控除額の一律 10 万円の引下げとともに、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額の水準が改正前の 1,000 万円から 850 万円となり、その上限額は改正前の 220 万円から 195 万円となる。

● 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額は一律 10 万円の引上げにより,所得税については 48 万円(改正前:38 万円)となり,個人住民税については 43 万円(改正前:33 万円)となる。

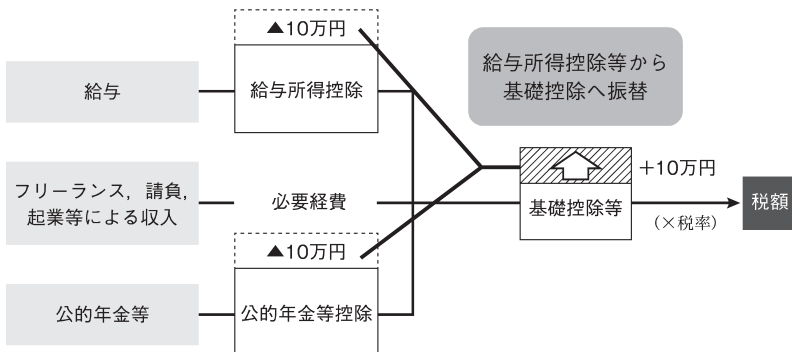
また,合計所得金額 2,400 万円超で基礎控除の控除額は逡減を開始し,2,500 万円超で基礎控除の控除額は消失する仕組みとされる。

● 基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴う所要の改正

基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴い,基礎控除と給与所得控除の金額等を踏まえて設定されている税制上の金額要件等について所要の改正が行われる。

例えば,配偶者控除の合計所得金額については 48 万円以下(改正前:38 万円以下)となる。

各控除額の見直しイメージ



※給与所得と年金所得の双方を有する人については,片方に係る控除のみが減額される。
(資料) 財務省HP

【著者紹介】

小野 隆璽（おの りゅうじ）

昭和 23 年 8 月生まれ。広島県出身。富山大学工学部卒。昭和 47 年、オムロン㈱入社。平成 14 年退職後、現在、年金事務所・市役所の年金相談員。社会保険労務士、1 級ファイナンシャル・プランニング技能士、DC アドバイザー。千葉県社会保険労務士会東葛支部：東葛年金塾会長（講師兼任）。経済法令研究会講師。
(ホームページ <http://ryujiono.com/>)

明解 年金の知識 2019 年度版

1997 年 11 月 10 日 初 版 第 1 刷発行
2005 年 9 月 20 日 新 訂 第 1 刷発行
2019 年 10 月 25 日 2019 年度版第 1 刷発行

著 者 小 野 隆 璽
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 ㈱経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

〈検印省略〉

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン／スタジオ・トータス
制作／西牟田隼人 印刷／あづま堂印刷㈱ 製本／㈱島崎製本

© Ryuji Ono 2019 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3415-4

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載します。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。